

# 気候中立化とデジタル化の時代の道徳教育

## ～持続可能な社会のための金融を通じた日EU協力分野のフロンティア～



公益財団法人 国際金融情報センター ブラッセル事務所長

金子 寿太郎

### 1. EUにおける新たな政策課題

欧州では環境・社会・ガバナンス（ESG）が時代のキーワードとなっている。昨年12月初に発足したフォン＝デア＝ライエン体制は、気候中立化とデジタル化を政策の2本柱に掲げている。この背景には、ESGを軽視した経済活動は持続しない（サステナブルではない）という確信が浸透しつつある欧州の状況がある。言うまでもなく、気候中立化は環境保全、すなわちESGのEの要素に対応して

いる。デジタル化についても、イノベーションの促進と並んで、人権保護等のS（社会）の要素をいかに担保するかが重要な論点となっている（イメージは図表1のとおり）。

もともと、ESGの実現に必要な構造的変化を生み出すには、グリーンインフラの建設、技術開発等に巨額の資金動員が必要である。公的資金だけではこれらの財源として到底足りないため、金融市場から巨額の投資を振り向けることが重要な課題となる<sup>（注1）</sup>。このような問題意識から、欧州委員会はサステナブルファイナンスと呼ばれる新しい金融形態の振興を推し進めている。

欧州委員会は、金融機関のみならず、最終投資家であるEU市民全体が短期的な利益追求よりも長期的な利益を重視するよう考え方を変える必要がある、と考えている。このような意識改革をもたらすべく、18年3月に公表した「サステナブルファイナンスに関する行動計画」において、金融と経済活動にかか

#### 〈目次〉

1. EUにおける新たな政策課題
2. 気候中立化・デジタル化と教育
3. 長期主義の浸透に向けた道徳教育
4. 道徳教育の実施方法
5. 日EU協力の機会

(図表1) 大まかな概念整理

政策目標	サステナビリティ			
	E (環境保全)		S (人権保護等)	
	気候中立化	水質保全等	AIの倫理的活用	その他
主な成果物	グリーンタクソミー規則		AI倫理指針	その他

(出所) 筆者作成

る長期主義 (long-termism) を促進する、という目標を掲げた [European Commission 2018]。

19年12月、持続可能な経済活動を特定するためのリスト (タクソミー) の枠組みに関するEU規則案<sup>(注2)</sup>が事実上採択された。これによって、EUの動きはラチェットがかかり不可逆的な段階に入った。EUは、今後世界も主要国も巻き込みつつ、議論を深化させていくであろう<sup>(注3)</sup>。EU市民に限らず、現代に生きる人々は皆、気候中立化とデジタル化の要請に直面しつつあると言える。

本稿では、EUの公式文書を参照しつつ、今後どのように経済・社会を変革していくことが可能なのかという問題意識の下で、道徳観を育むことの重要性が高まっているという点を明らかにする。本稿の構成は次のとおりである。すなわち、第二章では、長期主義の浸透のために教育の重要性が高まっている点を指摘する。第三章は、教育システムに倫理の要素を取り込むことの必要性を論じる。第四章では、教育現場でどのように今日の要請に応じた倫理の授業を行えるかを大局的に検

討する。最後に、第五章において、日本の教育システムにかかる相対的な優位性を特定した上で、日本とEUの協力の可能性について述べる。

## 2. 気候中立化・デジタル化と教育

欧州委員会のサステナブルファイナンスに関する行動計画は、欧州委員会が立ち上げた外部の専門家グループ (以下、HLEGSF) による報告書を下敷きにしている。同報告書は、市民の資金が持続可能な金融商品に向かうよう、あらゆる年齢や立場のEU市民を対象として、金融教育を充実させる必要がある、と指摘している<sup>(注4)</sup>。その上で、欧州委員会に対して、持続可能な金融に関するリテラシーの普及を推進するよう提言している [HLEGSF 2018]。

もっとも、欧州委員会の行動計画において、金融教育に関する作業が明示的に盛り込まれることはなかった。この点について、公式の説明はなされていないものの、共同体と加盟

国の間の権限分配に関するEUの補完性 (subsidiarity) の原則<sup>(注5)</sup>に鑑み、教育は、各加盟国レベルで対応することが可能であるため、共同体が積極的に介入すべき分野ではない、と判断された結果であろう<sup>(注6)</sup>。

金融教育の有用性は、これまで主に金融リテラシーの向上を通じた消費者保護や金融包摂の文脈で理解されてきた。投資・貯蓄・保険・年金といった金融活動や商品に関する基本的な知識と理解は、サステナブルファイナンスの浸透を促す上でも前提条件となる。とはいえ、従来の金融教育が消費者自身を守るためのリテラシーを身に付けさせることを直接的な目的としていたのに対し、他者への配慮を金融行動として表すよう求める点で、サステナブルファイナンスのための教育は本質的に新しい政策分野である。

サステナブルファイナンスの議論の中心にいるEUでも、このための教育にかかる方法論はまだ確立されておらず、学校等での実務に取り込まれてもいないようである。共同体レベルのイニシアティブに制約がある上、加盟国レベルでも産官学の連携体制が整っているとは言い難い。こうした中で、各業態における汎EUの金融協会同士が、金融教育のネットワーク<sup>(注7)</sup>を構成した上で、毎年恒例のEuropean Money Week<sup>(注8)</sup>といった大規模イベントを通じて、EU市民向けの啓蒙活動に努めている<sup>(注9)</sup>。

EUでは、気候中立化目標の実現を確かなものとするために、規制<sup>(注10)</sup>や税<sup>(注11)</sup>を

通じた温室効果ガスの排出量削減に向けたインセンティブ、もしくは逆に事実上の罰則の導入も議論されている。規制や税は、実効性や即効性に優れている一方、投資家等に誤ったインセンティブを与え、潜脱行動等を通じて市場を歪めてしまう、という「意図せざる結果」を生じさせかねない劇薬でもある<sup>(注12)</sup>。時間はかかるとしても、市民の選好ひいては価値観に影響を与えるような働きかけを通じたボトムアップでの自然な対応の方が長期的により有効かつ健全である。このような意識改革を促す観点から、教育は大きな役割を果たすことができると考えられる。

### ■ 3. 長期主義の浸透に向けた 道徳教育

サステナブルファイナンスを巡る議論は、現状、気候中立化に集中している。もっとも、今後、水質・土壌保全等別の環境問題に展開していく予定にあるほか、行動計画に基づいて、人権の保護や平等の確保といった社会問題等への対応にも拡大していくと考えられる。こうした発展の過程では、金融リテラシーやデジタルリテラシーの向上とともに、倫理観や道徳心の醸成も課題としてより意識されていくであろう。

「神は死んだ」などのメッセージで知られるドイツの哲学者フリードリヒ・ニーチェ (1844 - 1900) は、「奴隷道徳 (Skla ven - Moral)」という独自の概念を用いて、道徳

---

や宗教はルサンチマン（強者に対する弱者の妬み）に過ぎないと喝破した〔Nietzsche 1887〕。奴隷道徳には、社会等から押し付けられた価値観への従属等が該当すると思われる。市民一人一人が自らの拠って立つ指針を確立すべき、との指摘は1世紀以上経った今日でも有効であろう。気候変動や人工知能（AI）による人権侵害等の新たなリスクに対応する際にも、個人が自身の倫理観に基づいて取るべき対応を見極めることが重要である。

ここで障害となるのは、自己中心的な考え方や他者への無関心（アパシー）である。端的に言えば、他者の利益を自分や自分の近い人達の利益よりも重視すべきという程極端なものではないにしろ、個々人が利他的な心構えを持つことが必要だと思われる。

利他主義もしくは利他心について、社会学の祖とされるオーギュスト・コント（1798－1857）は、利他の意味を利己とは逆の、社会的動物が持っている本能と定義し、愛着、敬愛、慈愛をその具体的な発現と捉えた。ジョセフ・バトラー（1692－1752）は、幸福な人生を送る条件として充実した人間関係を挙げた。デイヴィッド・ヒューム（1711－1776）は、愛情や共感こそが人間が他人を助ける動機であると説明している。しかし、現代にいたるまで道徳哲学者たちはこの「利他」が道徳にとって重要であることを一般に認めているとはいえ、「利他」とは何か、それをどのように説明すべきか、その範囲はどの程度かにつ

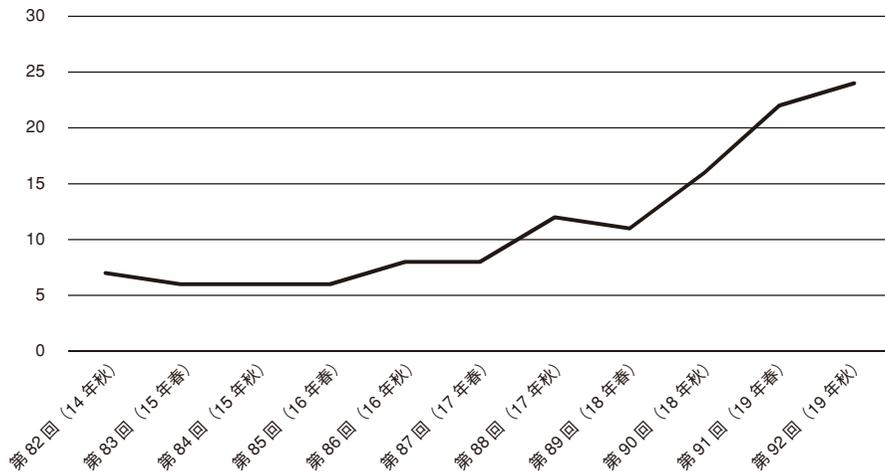
いて、意見の一致をみていない〔古川2017：18－20〕<sup>（注13）</sup>。

悩ましいのは、今日の社会的な課題の多くが短期的には経済合理的であり、これらを克服するには、生活水準の低下や国際競争での劣化化といった代償（痛み）が避けられないことである。このため、全体の効用を最大化させるという功利主義を矮小化して捉えれば、そうした犠牲を払う必要性は認められないかもしれない。それでも、気候変動やデジタル化は地球規模で起きている変化であり、限られた当事者だけで対処してもその効果には限界がある。したがって、一人一人が利他の心を養った上で、理性的に無関心を克服し、自らが正しいと信じることの実現に向けて具体的な行動をとる必要がある。

社会の変革をもたらすには、知識を吸収し問題を理解すること（awareness）だけでは不十分である。教育には、個々人がオーナーシップを持って自らにできることを模索し、無理のない範囲で実際に行動を起こすよう促すこと（empowerment）まで求められる。HLEGSFの報告書は、貯蓄を持つ市民は自らの持続可能性と倫理的選好を反映するポートフォリオに投資するよう動機づけられるべき、と述べている〔HLEGSF 2018〕。

投資、貯蓄およびその他の金融サービスの消費という金融行動は、強力な意思表示の手段である。金融教育では、自らの金融行動を通じて社会を良いと思われる方向に変えることができる点がより強調されるべきである

(図表2) EU市民にとっての気候変動問題への関心の高まり



(注) 数値はEUの最重要課題上位2つに占める「気候変動」の合計回答率 (X/200%で表示)。  
(出所) 欧州委員会より筆者作成

う。アダム・スミス (1723-1790) が著書「道徳感情論」の中で説いているように、他者への共感 (sympathy) は豊かな想像力に支えられている [Smith 1759]。サステナブルファイナンス促進のための道徳教育は、まさに人々の想像力を育成・強化することを目的とすべきである。このような問題意識に立った上で、以下では、気候中立化とデジタル化のそれぞれについて、道徳教育との関連性を若干敷衍する。

### (1) 気候中立化と道徳教育

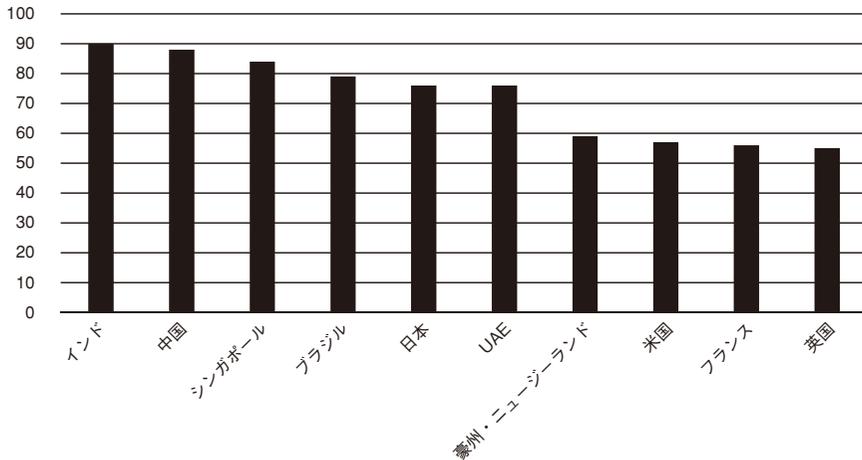
フォン＝デア＝ライエン欧州委員会体制の最優先政策は、気候変動問題への対応を含む欧州版グリーンディールである。発足後間もない19年12月、欧州委員会は、50年までにEUで温室効果ガスの排出量を実質ゼロにす

る、との目標を掲げる政策文書を公表した。ここでは、30年の温室効果ガス排出削減率(対1990年比)を従来の40%から50%~55%に引き上げるという中間目標も示されている。

このように思い切った対応が取られている背景には、気候中立化の重要性が一般国民の間でも認識されつつある、という事情がある。欧州委員会が半年毎に実施している世論調査によれば、「気候変動」に対するEU市民の関心は、図表2からも明らかのように、ここ1、2年の間に急速に高まっている。昨年秋の最新調査では、「経済状況」を抑え、「移民」に次ぐ第2位を占めた。こうした傾向は、地理的な差異が余り大きくなく、域内全体で認められる。

温室効果ガスの排出量を減らすということは、移動等の日常生活における利便性の低下

(図表3) AIに対する信頼度



(注) 数値は「マネージャーよりAIやロボットを信頼する」と回答した人の割合 (%)  
(出所) Oracle & Future Workplace [2019]

を甘受する、もしくは高価な代替エネルギーの購入等による経済的な負担を払う、ということに他ならない。しかし、短期的な節制が長期的な利益に繋がるのである。この意味で、気候中立化対応は欧州委員会が提唱する長期主義の最も当てはまる政策分野と言える。

気候変動には、時間的な軸に加えて、地理的な拮がりもある。したがって、海面上昇や山火事といった遠く離れた場所で起きている事象により、目に触れ難い人々の生活が大きな影響を受けていることを想像する力が求められる。

しかしながら、現時点で気候中立化対応と道德教育について明確に関連付ける主張は限られている。HLEGSFの報告書も、サステナブルファイナンス全体の文脈において、教育と倫理の重要性を別々に指摘しているにとど

まる。

## (2) デジタル化と道德教育

テクノロジーの進歩により、国や企業のみならず個人ですら世界規模で情報を発信できるようになった。これはデジタル化の大きな恩恵の一つである。しかし、その一方で、情報の受け手が自らその是非を吟味して行動しなければ、非道徳的な言説が大きなインパクトをもたらすことになりかねない状況も生まれている。人権保護等のサステナビリティの観点から、新たなリスクの一つとなっている。

フィンテックにおいては、暗号資産へのブロックチェーン等分散型台帳技術と並んで、AIへの注目が世界的に高まっている。AIには、予測・自動化・データ解析・ユーザーカスタマイゼーション・問題解決策の提示とい

った機能を通じて、事務の効率化を推し進め、労働力不足を緩和する効果に繋がる、といった利点がある。こうした特性は、金融のみならず、行政、医療、人材管理等の分野において革新的な影響をもたらすと期待されている。

もっともEUでは、AIの活用に伴う倫理面での悪影響に対する懸念も強まっている。図表3が示すように、米IT大手のオラクル社等が世界10か国を対象に職場におけるAIの利用状況を調査したところ、「人間のマネージャーよりAIやロボットを信頼する」と回答した人の割合は、概ねアジアで高い一方、欧州では相対的に低い結果となった [Oracle & Future Workplace 2019: 11]。また、欧州委員会がEU市民を対象として17年に実施した世論調査によれば、回答者の9割近く(88%)がロボットとAIには注意深い管理が必要、と回答している [European Commission 2017]。

欧州委員会が立ち上げた外部の専門家グループ(以下、HLEGAI)は、19年4月に「信頼できるAIのための倫理指針」(以下、AI倫理指針)を公表した。AI倫理指針は、「信頼できるAI (trustworthy AI)」が具備すべき要件として、「プライバシーとデータガバナンス」、「多様性、非差別および公平性」、「説明責任」など7つを提示している。

AI倫理指針は、業態横断的な包括指針であるものの、金融業は特に適合性が高い分野と考えられる。例えば、保険会社による料率

算定(アンダーライティング)や銀行による信用判定に際して、偏見の組み込まれたアルゴリズムによる差別が生じる可能性がある。AIの活用に誤り、不公平や特定の金融サービスからの排除(金融排除)を生じさせることになれば、保険契約者等から厳しい批判を受けるリスクが高い。

倫理教育に関してAI倫理指針は、控えめな表現ながらも、AIの潜在的なインパクトについての知識を広めるとともに、社会の発展の形成に参加できることを理解させる上で重要な役割を果たす、と教育の重要性を指摘しているほか、この分野における倫理専門家の適切なスキルと訓練を確保することがその前提になると述べている [HLEGAI 2019]。

## ■ 4. 道徳教育の実施方法

ESGのための道徳教育にかかる最大の難しさは、上述したように、いかにして市民一人一人に当事者意識を持たせるかという点にある。例えば、差別や不法就労といった社会的問題は、誰にとっても身近な事象という訳ではないほか、環境破壊による地球規模の被害が顕現化するのとは将来世代であるかもしれない。場合によっては直視せずともやり過ごせるような問題に対して、あらゆる市民が何らかの代償を払ってでも今すぐ解決や緩和に向けて自ら行動すべき、と思うように導くことは容易ではない。

概して欧州では、教師の裁量に基づき、公

立学校で社会を教える中で道徳についてカバーすることはあるものの、道徳を独立の学習科目としては扱っていないようである(注14)。そもそも、倫理観は教会、地域社会や家族等で培うものと伝統的に考えられてきた。しかしながら、教会に通う人は近年大きく減少しており、西ヨーロッパに限れば、教会に通わないキリスト教徒が多数派になっている[Pew Research Center 2018]。加えて、インターネットの普及等を背景に地域社会の役割が低下しているほか、家庭も核家族化や非婚カップルの増加により教育の場として機能し難くなりつつある。こうした状況を踏まえると、欧州においては、学校の果たし得る役割がより重要になっていると言える。

このように、道徳教育は新しい局面を迎えている。社会的な要請に合わせた拡充や強化が必要である。また、現実の世界では、画一的な答えを出せないような倫理上の問題も生じ得る。ハーバード大学のマイケル・サンデル教授が取り上げたことで日本でも知られるようになった「トロッコ問題」(注15)等がその一例である。いずれの選択をしても、犠牲が避けられないような状況について、教育の場で普遍的な正義や善を教えることは、場合によっては却って不適切な結果をもたらすことさえある。歴史的・文化的な背景の違いによっても、判断は異なり得る。

重要なのは、市民一人一人が自ら考え抜くことである。とはいえ、一人の思索だけでは限界がある。独善や浅薄な考えに囚われるこ

とを防ぐべく、弁証法的なアプローチにより、自らの考えを視点や価値観の異なる多くの他者との議論を通じて磨いていくことも重要である。個人の考える力を養うとともに、様々な考えを闘わせる場を提供することこそ教育の本旨であろう。これを実践する上で、いわゆる「モラルジレンマ」(注16)や、自らの美意識を鍛えそれを表現させる芸術の要素を倫理の授業等に取り込むことは、有効な対応だと思われる。

補完性原則に基づき教育が基本的に加盟国の所掌事項に整理されているとはいえ、気候変動やデジタル化への対応といった地球規模の動きに対して、加盟国が個別に対応することは、効率性や整合性の面で最善とは考え難い。補完性原則を柔軟に解釈し、欧州委員会等による積極的な関与を認めることが必要であろう。

## ■ 5. 日EU協力の機会

日本とEUは民主主義、基本的人権、法の支配やプライバシーの尊重という基本的な価値観を共有している。加えて、両者は社会の少子高齢化や保護主義の圧力といった共通の課題を抱えている。こうした大きな課題に対して、今後の世界的な広がりも見据えつつ、両者が知恵を出し合いながら協力していくことの意義は大きい。異なる強みやアプローチを持った日本と欧州には、互いの経験や理念から学び合う余地も大きい。

---

EUにおける気候中立化とデジタル化の流れはもはや不可逆的な段階に達している。国際標準等のグローバルなルール作りの場におけるEUの発信力の強さを踏まえると、日本としても、こうした動きへの付き合い方を真剣に考えないでいることは許されない。むしろ台風、海流変動等気候変動の影響を受け易いことを踏まえると、日本こそ積極的に国際的な議論に参加すべきである。

EUに比べると、日本では気候変動問題に対する議論は必ずしも活発とは言えない。異世代間の不公平という問題を孕んでいるという点で、気候変動は公的債務と似ている。長期主義の浸透を目指すEUの試みは、日本にとって政策的な示唆に富んでいる。

一方、デジタル化に伴う倫理的な問題については、日本の検討はEUと比べても遜色ないほど進んでいる。AIの活用に関して、日本では「人間中心のAI社会原則検討会議」がEUのAI倫理指針に先駆け、19年3月に「人間中心のAI社会原則」（以下、AI社会原則）を公表した。AI社会原則は、倫理等の人文科学に関する素養を習得することの重要性を指摘した上、倫理的側面を含む幅広い学問が確立されなければならない、と倫理と教育を明確に結び付けている〔人間中心のAI社会原則検討会議 2019〕。EUのAI倫理指針も教育の重要性を指摘しているものの、リテラシー向上の必要性を訴えるにとどまっていることを踏まえると、日本の議論には独自性・先進性が認められると言えよう。

AI社会原則は「国際的な議論の場において、我が国は、本原則を世界各国と共有した上で、国際的な議論のリーダーシップをとり、コンセンサスの形成を目指すべきであり、それによって国際社会の協調的かつ創造的な新たな発展に寄与すべき」との立場を示している。現状、このパートナーとして最も適しているのはEUであろう。欧州の課題に照らすと、日本の教育制度には、次の3つの点で、サステナブルファイナンスとの親和性が備わっている。

第一に、道徳教育について、日本は1950年代以降、小・中学校において基本的に週に一度、道徳の授業を教科外活動として採用してきている。更に、18年度からは小学校で、19年度からは中学校で道徳の授業は正式な教科にそれぞれ格上げされ、これに伴い公式の教科書と評価が導入された<sup>(注17)</sup>。こうした状況の下で、例えば文部科学省の小学校学習指導要領は、道徳教育を通じて「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする」旨謳っており、受け身的な「読み物道徳」からの脱却を打ち出している。倫理観を磨く学校教育を長く実践してきたことは、サステナブルファイナンスの重要性に対する理解を社会に浸透させるに際しても大きな優位性となるであろう。

第二に、日本では金融教育は当局と業界等の協働事業となっている。すなわち、政府、

日本銀行、地方公共団体、金融経済団体、報道機関、消費者団体、学識経験者等の幅広い関係者が連携して、成人および就学児童向けに金融に関する啓蒙活動に従事している。この中心に金融広報中央委員会<sup>(注18)</sup>という中立の組織が存在するなど、金融教育の提供基盤が充実している。

第三に、日本の金融教育システムは、既にESGや倫理の要素を明示的に取り込んでいる。実際、金融広報中央委員会による学校教育者向け指導要領は「倫理的という言葉が含んでいる意味について考えさせる」とともに、「自分の身近にも環境に配慮した商品や試みが存在していることに気付かせ、生活の中に取り入れようという意識を喚起する」との方針を明確に示している〔金融広報中央委員会2018〕。

このように、日本の道德教育制度には相対的に優れていると思われる仕組みが備わっているため、EUに対して提供できる知見が十分に認められる。加えて、日本には、「勿体ない<sup>(注19)</sup>」という感覚に代表されるような節度を重んじる独特の倫理観が根付いている。19年に暫定適用が開始した日本とEUの戦略的パートナーシップ (SPA) も活用しつつ、持続可能な経済や金融の構築という地球規模の課題解決に向け、両者が相互理解を深めるとともに、より密に連携していくことを期待したい。

#### 〔参考文献〕

- ・ European Commission. 2018. “Action Plan : Financing Sustainable Growth”
- ・ \_\_\_\_\_ 2017. “Special Eurobarometer 460”
- ・ High - Level Expert Group on Artificial Intelligence (HLEGAI). 2019. “Ethics Guidelines for Trustworthy AI”
- ・ High - Level Expert Group on Sustainable Finance (HLEGSF). 2018. “Financing A Sustainable European Economy : Final Report”
- ・ Nietzsche, Friedrich. 1887. “Zur Genealogie der Moral. Eine Streitschrift”
- ・ Smith, Adam. 1759. “The Theory of Moral Sentiments”
- ・ 伊藤文一・柴田悦子 (2016) 「生徒が主体的に『考え、議論する』道徳化の実践的研究～モラルジレンマ授業を通して～」
- ・ 金融広報中央委員会 (2018) 「指導書～中学生用金融教育教材～」
- ・ 人間中心のAI社会原則検討会議 (2019) 「人間中心のAI社会原則」
- ・ 古川範和 (2017) 「利他の意味を問うーメタ倫理学と規範倫理学のアプローチ」『モラロジー研究』No.79 (pp.17-27)

(注1) 欧州委員会は、30年の中間目標を達成するためには、毎年少なくとも2,600億ユーロの追加投資が必要と試算している。

(注2) 正式名称は「Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment」。本文書は [https://ec.europa.eu/info/publications/180524-proposal-sustainable-finance\\_en#investment](https://ec.europa.eu/info/publications/180524-proposal-sustainable-finance_en#investment) を参照。

(注3) 欧州委員会は19年11月にサステナブルファイナンスを議論するための国際的な当局間プラットフォーム

フォーム（IPSF）を立ち上げた。IPSFには中国、インド、カナダなどが参加している。

(注4) なお、国連のSDGsは第4の目標で「万人への質の高い教育、生涯学習」を掲げている。

(注5) EUの憲法に相当するリスボン条約は、共同体は、自らの排他的権限に属さない分野においては、加盟国が十分に目的を達成できず、共同体がより良くこれを達成できる場合のみ行動する旨を定めている（第5条）。

(注6) もっとも、14年に採択された不動産信用指令（Mortgage Credit Directive）は加盟国に対して借入や債務管理にかかる金融教育を支援するよう求める規定が盛り込まれるなど、徐々に教育分野におけるEUの関与を高めようとする動きがみられる。フォン＝デア＝ライエン欧州委員長も、気候中立な経済への転換をもたらすには教育が鍵であるとの認識を明らかにした上、就任前にガブリエル欧州委員（イノベーション、若年層担当）候補（当時）に対して、補完性原則等に配慮しつつ、域内クロスボーダーでの教育支援プログラム（Erasmus Plus）のための予算を3倍に増やすことを期待する、との指示書（Mission Letter）を送っている。

(注7) 17年2月、EU全域で活動する9つの金融協会が共同で金融教育のためのプラットフォームEuropean Platform for Financial Education（EPFE）を立ち上げた。

(注8) 20年3月に開催された直近の第6回大会では、30か国以上の欧州諸国が参加する中で、学校での授業、セミナー、会議等が実施された。欧州銀行連盟は、European Money Weekの一環として、European Money Quizという金融知識を競う大会も主催しており、各国の予選を勝ち上がった13-15歳の就学児童50名程度をブリュッセルでの決勝戦に毎年招待している。

(注9) EUの金融機関には、金融危機時の公的資金による救済等で失った市民からの信頼を取り戻すべく、社会貢献活動を行うという強い動機が認められる。

(注10) 金融仲介の主要な担い手である銀行を対象と

して、気候変動等に十分配慮したエクスポージャーを資本規制上優遇する「グリーン支援ファクター」およびそれとは反対に気候変動等への配慮が不十分なエクスポージャーを懲罰的に扱う「ブラウン懲罰ファクター」が検討されている。

(注11) 欧州委員会は、グリーンディール政策文書において、温暖化対策を講じている国が自国並の対策を講じていない国からの輸入品に対策コスト分を関税に上乗せする「国境炭素税」の導入方針を示している。

(注12) 例えば、グリーン支援ファクターを導入した場合、グリーンであっても信用リスクなどが高い資産への投資を拡大するインセンティブを銀行に与えることになるかもしれない。加えて、EUが他の法域に先んじてグリーン支援ファクターを勘案することになれば、域外の金融機関との間で公平な競争条件（レベルプレイングフィールド）を阻害する可能性も否めない。

(注13) ある人物の行為を「利他的」と評価できるか否かは、それをいかなる学問分野において検証するか（哲学、経済学、心理学、進化生物学、神経科学など）によって左右されることもあり得る。心理学者や進化生物学者が利他的であると思う行為も、経済学者は合理的な打算による行為だと考えるかもしれない。神経科学者に聞けば、人は利他的行動を通じて快樂を得ていると言うかもしれない。そこで哲学者は「ならばそれは結局利己的だ」と結論づけるかもしれない〔岡部2014〕。

(注14) 道徳全般の授業ではないものの、フィンランドは、苛めに関する授業を設けるなど、ユニークな学校教育制度を発達させている。

(注15) 線路上を走るトロッコが制御不能になり、そのまま進むと5人の作業員が死ぬ、5人を救うために分岐点を切り替えると1人の作業員が死ぬという状況の下で、線路の分岐点に立つ人物（自分）はどう行動すべきかを問う思考訓練。

(注16) 一般的に、ある究極的な選択を迫られた場合に、そもそもいずれも切り捨てることができないため、選択すること自体が誤りになり得る、とい

---

う葛藤を指すと理解されている。モラルジレンマの具体的な授業実務への適用にかかる検討は、伊藤・柴田 [2016] などに詳しい。

(注17) 道徳教育の強化を含む新学習指導要領は、2年間の移行期間を経て、小学校で20年度、中学校で21年度からそれぞれ全面的に実施される。

(注18) 1952年に貯蓄増強中央委員会として発足。01年に現在の名称に変更。事務局は日本銀行情報サービス局内に所在。

(注19) 04年にノーベル賞を受けたケニア人環境活動家の Wangari Muta Maathai により、“Mottainai”として世界的にも知られることとなった。

